

令和5年11月21日

府中市国民健康保険運営協議会
委員 各位

府中市市民部総合窓口課長

顔認証マイナンバーカードの導入について(周知)

日頃から本市マイナンバーカード交付業務にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。
このことについて、総務省からマイナンバーカードの暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定を不要とし、カードの本人確認方法を機器による顔認証又は目視による顔認証に限定した「顔認証マイナンバーカード」を導入する旨通知がありましたのでお知らせいたします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用することを想定したものであることから、ご承知おき頂きますようお願いいたします。

1 利用開始日

令和5年12月前半予定(総務省・省令改正施行日)

2 カードの詳細・機能・制限について

別紙1のとおり

3 カードの見分け方・外見上の違いについて

別紙2のとおり

4 健康保険証としての利用者登録について

顔認証マイナンバーカードを健康保険証として初めて利用する場合は、利用登録が必要になります。本カードには暗証番号が設定されていないため、マイナポータルやセブン銀行 ATM の利用登録は出来ませんが、病院・薬局等の窓口端末においては利用登録が可能となっております。

担 当 総合窓口課マイナンバー担当

桑田・山田・山下

電話 042-335-4439